

国民年金保険料に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

■国民年金保険料の納付わすれはありますか？

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、**月額16,410円**です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な「口座振替」もあります。

保険料を未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方^{*}の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は非保険者本人、延滞して納付義務を負う配偶者及び世帯主になります。

■保険料免除・納付猶予制度について

国民年金制度には、一定の要件等で受けられる保険料免除・納付猶予制度があります。保険料を未納のままにしていると、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じた時に、障害年金や遺族年金等が受けられなくなる場合があります。

・保険料免除

所得が一定基準より少ない方、失業など経済的な理由で保険料を納付することが困難な方は、申請して承認されれば免除される制度です。

免除制度には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

・納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定額以下の50歳未満の方は、申請により保険料の納付を猶予されます。また、学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、申請により納付を猶予されます。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び各種学校等に在学している方です。

【一部免除の承認を受けた方へ】

一部免除の承認を受けたのに、残り部分を納めないと全額納めていない期間(未納期間)と同じ扱いとなります。未納期間は、年金を受け取る受給資格期間には算入されませんし、受給額にも反映されません。納付期間から2年を過ぎると時効により納めることができなくなりますので、納め忘れがある方は、早めに納めましょう。

【申請及びお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

住民環境課年金係 ☎099-476-1111(内線123・126)

